

令和3年6月議会

議案説明資料

議案第142号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
の一部を改正する条例案 . . . 1頁

議案第143号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案 . . . 3頁

議案第144号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の
基準等を定める条例の一部を改正する条例案 . . . 6頁

議案第145号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
の一部を改正する条例案 . . . 8頁

こども未来局

議案第 142 号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例案

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、家庭的保育事業等における諸記録について、電磁的記録による作成等を認める必要があるによる。

2 改正内容

電磁的記録による対応に関する規定の追加（第 50 条関係）

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次 第 1 章～第 5 章（略） 附則 第 1 章～第 5 章（略） (新設)	目次 第 1 章～第 5 章（略） <u>第 6 章 雑則（第50条）</u> 附則 第 1 章～第 5 章（略） <u>第 6 章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u> <u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有</u>

現行	改正後
	<p><u>体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>

議案第143号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障がい児通所支援事業者等における諸記録について、電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 電磁的記録等による対応に関する規定の追加（第82条関係）
- (2) その他の規定の整備（第6条第5項、第7条第7項、第68条第5項関係）

3 施行期日

- (1) 電磁的記録等関係（第82条関係）
令和3年7月1日
- (2) その他（第6条第5項、第7条第7項、第68条第5項関係）
公布の日

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次 第1章～第7章（略） 附則 第1条～第5条（略） （従業者の員数） 第6条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号及び第2項の指定児童	目次 第1章～第7章（略） <u>第8章 雑則（第82条）</u> 附則 第1条～第5条（略） （従業者の員数） 第6条（略） 2～4（略） 5 第1項第1号及び <u>前2項</u> の指定児童

現行	改正後
<p>発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 <u>第1項第2号ア及び第4項第1号</u> ____の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>7 <u>第1項第2号ア、第4項第1号及び次項</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>第8条～第67条 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第8条～第67条 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第68条 (略)</p>	<p>第68条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 <u>第1項第1号及び第2項</u>の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 <u>第1項第1号及び前2項</u>の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>第69条～第79条 (略)</p>	<p>第69条～第81条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第8章 雑則</u></p>
<p></p>	<p><u>(電磁的記録等)</u></p>
<p></p>	<p><u>第82条 指定障がい児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</u></p>

現行	改正後
	<p><u>紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第56条の5，第56条の9，第66条，第73条，第73条の2，第73条の6，第73条の14及び第78条において準用する場合を含む。），第18条（第56条の5，第56条の9，第66条，第73条，第73条の2，第73条の6，第73条の14及び第78条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障がい児通所支援事業者等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p>

議案第144号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み，指定障がい児入所施設等における諸記録について，電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

電磁的記録等による対応に関する規定の追加（第60条関係）

3 施行期日

令和3年7月1日

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次 第1章～第3章（略） 附則 第1条～第59条（略） (新設)	目次 第1章～第3章（略） <u>第4章 雑則（第60条）</u> 附則 第1条～第59条（略） <u>第4章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第60条 指定障がい児入所施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その</u>

現行	改正後
	<p><u>他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第59条において準用する場合を含む。）第15条第1項（第59条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障がい児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は入所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該入所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

議案第145号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設における諸記録について、電磁的記録による作成等を認める等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 電磁的記録による対応に関する規定の追加（第111条関係）
- (2) その他の規定の整備（第80条第4項ただし書関係）

3 施行期日

- (1) 電磁的記録関係（第111条関係）
令和3年7月1日
- (2) その他（第80条第4項ただし書関係）
公布の日

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次	目次
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
	<u>第15章 雑則（第111条）</u>
附則	附則
第1条～第79条（略）	第1条～第79条（略）
（職員）	（職員）
第80条（略）	第80条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 主として難聴児を通わせる福祉型児童 発達支援センターには、第1項に規定す	4 主として難聴児を通わせる福祉型児童 発達支援センターには、第1項に規定す

現行	改正後
<p>る職員及び言語聴覚士を置かなければならない。<u>ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>第81条～第110条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>る職員及び言語聴覚士を置かなければならない。<u>ただし、同項各号に掲げる施設及び場合に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>第81条～第110条 (略)</p> <p><u>第15章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第111条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>